

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2021 年 9 月 30 日

No. 4

育児・介護休業法改正に伴う制度改正の 提案を受ける

2021 年 1 月 1 日より「育児・介護休業法」が改正されました。これに伴い、中央本部は 9 月 24 日に「育児や介護を行なう社員が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるように制度を改正する」という提案を受けました。

今回の育児・介護休業法の改正のポイントとして、これまでは「半日単位での取得が可能で、1 日の所定労働時間が 4 時間以下の労働者は取得できません」でしたが、今後は「時間単位での取得が可能であり、全ての労働者が取得できる」ということです。また、「当該の子が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、子の看護休暇を取得することができる」というものです。

提案された内容については以下の通りです。

1. 時間単位での取得についての改正

(1) 改正内容

育児休業規程に定める「子の看護休暇」及び、介護休業規程に定める「介護休暇 B」について、業務の正常な運営に支障がない場合に限り、時間単位で取得することができるものとする。また、既存の半日単位での取得については廃止する。

(2) 対象者

日勤勤務及び 1 勤務の労働時間が 8 時間以内の変形勤務に従事する社員、シニア社員、契約社員、臨時社員及び嘱託を対象とする。ただし、契約社員、臨時社員及び嘱託社員においては、引き続き雇用された期間が 6 カ月以上ある者に限る。なお、現に週所定労働日数が 2 日以下の者は除く。

(3) 時間単位の適用方

指定した勤務の始業時間から連続して与えるものとして、勤務の間には与えない。また、時間単位の使用において、社員、シニア社員及び契約社員については 8 時間使用する毎に 1 日の休暇を使用したものとして取り扱う。臨時社員及び嘱託については 1 日平均労働時間を時間単位に切り上げた時間を使用する毎に 1 日の休暇を使用したものとして取り扱う。

2. 実施時期

2021 年 10 月 1 日

提案後、団体交渉を行ない大筋合意する！

中央本部は、9 月 24 日に提案を受けて以降、労使交渉において、当初、貨物会社としては「すべての職種を対象とした場合に、作業ダイヤで業務を行っている職種については時間的な確保や要員措置などを含めたロスが大きいことから、今回の制度においては日勤勤務者のみに限定した制度とする。また、「中抜け」の制度は現行制度でも導入していないことから、実施する考えはないことを明らかにしましたが、中央本部は、全職種を対象とすることを求めました。

その結果、会社は、①今回の法改正に伴い、日勤勤務のみとするが、併せて日勤勤務とはほぼ同様の労働時間である 8 時間以内の変形勤務について、適用できるようにする。②「中抜けに」については今後も制度改正があることから、主幹部と協議して改善できるか検討することを労使確認し、中央本部は今回の制度改正について大筋合意としました。

引き続き、働きやすい労働条件の改善をめざして労使協議を強化して職場と一体となった取り組みを展開していくこととします。

以上